

戸籍記載の正確性の担保について

1 疑義のある届出に係る審査の在り方

届出に対する法務局（及び市区町村長）の調査権限について、実際に行っている調査の範囲を確認し、明文でその権限を規律することについては、どのように考えるか。

（1）現在の審査の在り方及びその問題点について

研究会資料5・1頁以下のとおり、市区町村長の審査権限については、学説等で議論はあるものの、基本的に書面による審査を行うものとされ、実務上、市区町村長の審査において疑義が生じる場合には、法務局において、届出関係者の供述を聴取するなどの調査をした上で、届出を受理すべきか否かについて指示等（法第3条第2項）をすることがある。しかし、法務局においてどの程度の調査を行う権限があるかについては明文がない。

典型的に市区町村長が法務局に指示を求め、法務局において事実を調査した上、受理すべきかについて指示をすべきとされている主な例として、次のような場合がある（「虚偽」の届出の意味、婚姻意思、縁組意思の意味については、研究会資料5・3頁以下参照）。

- ① 子が学齢に達した後に出生届が提出された場合（注1）。
 - ② やむを得ない事由によって、出生届又は死亡届に出生証明書又は死亡診断書若しくは死体検案書が添付されていない場合（法第49条第3項ただし書、第86条第3項）（注2）
 - ③ 短期間に成年同士の養子縁組を繰り返し行っている者が届出人になっているなど、虚偽の養子縁組であると疑われる場合（3200号通達（注3））
- （注1）昭和34年8月27日付け民事甲第1545号民事局長通達。重複した届出や、外国人を日本人の子とする虚偽の出生届を防止することを目的とする。
- （注2）昭和23年12月1日民事甲第1998号民事局長回答
- （注3）縁組意思を欠く虚偽の養子縁組について、法務局に受理照会をした上で、不受理とする取扱いが行われている（平成22年12月27日付け民一第3200号民事局長通達）

（2）実質的審査権限の規定の要否について

近年、3200号通達の発出に代表されるような虚偽の養子縁組届の防止の要請のほか、虚偽の婚姻届、認知届等の防止の要請も高まっている。しかし、画一的かつ迅速に届出事件を処理しなければならない市区町村における審査には限界がある一方、

市区町村において疑義が生じた届出について受理照会を受ける法務局において行う実体調査の権限については明文の根拠がない。これに対し、個人情報保護の観点から、明確な法的根拠を示さずに関係機関から情報の提供を受けることが困難になりつつあり、このため、法務局が照会を受けた届出事件の受否の審査をする際に支障を生ずることがある。

そこで、関係人への質問や、他の行政機関等に対する協力要請など、新たに実体調査の権限の根拠となる規定を設けることとしてはどうか。

仮に規定を置く場合、上記観点からすると法務局の実体的審査権限の規定を置くことでよいと考えられるが、他方、戸籍事務の管掌者は市区町村長であり、市区町村の戸籍窓口における調査に関する根拠規定も必要と考えられるところであり、法務局及び市区町村長の実質的審査権限を規定することも考えられる。

また、規定を置く際には、住民基本台帳法第34条の規定も参考となるところ、同様の規定を置くことについての問題はあるか（注4）。

（注4）

- 住民基本台帳法（昭和42年法律第81号）
（調査）

第34条 市町村長は、定期に、第7条及び第30条の45の規定により記載をすべきものとされる事項について調査をするものとする。

2 市町村長は、前項に定める場合のほか、必要があると認めるときは、いつでも第7条及び第30条の45の規定により記載をすべきものとされる事項について調査をすることができる。

3 市町村長は、前二項の調査に当たり、必要があると認めるときは、当該職員をして、関係人に対し、質問をさせ、又は文書の提示を求めさせることができる。

4 当該職員は、前項の規定により質問をし、又は文書の提示を求める場合には、その身分を示す証明書を携帯し、関係人の請求があつたときは、これを提示しなければならない。

2 戸籍訂正制度の在り方について

（1）戸籍訂正制度の問題点

戸籍訂正制度の在り方全般に関する問題点として、以下の点が挙げられる（戸籍訂正制度の概要等については、研究会資料5・6頁以下参照）。

- ① 訂正事由のあることが発見されているにもかかわらず、届出人等が訂正許可審判手続をとった上で戸籍訂正申請をするかどうかを見極めなければならない制度となっており（訂正許可審判手続をとっているかどうかを市

区町村長が把握する術もなく、どの程度の期間見極めなければならないかも規定がない。) 、虚偽の養子縁組届や婚姻届等が問題となっている昨今において、正確な身分関係を迅速に戸籍記載に反映することができないおそれがある。

- ② 市区町村長や法務局が訂正許可審判手続に関与することが保障されていないため、市区町村長による他の処分に対する不服申立事件や一般の行政訴訟事件に比して審理の充実が担保されておらず、また、戸籍事務を全国画一的に取り扱う要請への配慮が十分ではない。
- ③ 「戸籍のある地」(本籍地)を管轄する家庭裁判所においてのみ戸籍訂正許可の申立てをすることができるものとされており、必ずしも届出人等にとって利便性が高くない。なお、戸籍事務を処理するシステムを一元化した場合には、「戸籍のある地」との文言が本籍地を指すものと解することに疑義が生じる可能性がある。
- ④ 市区町村長が職権で訂正できる事項が限られているため、訂正許可審判手続において主文に示されていない関連事項の訂正を行うことができず、改めて当該事項について訂正許可審判の手続をとる必要が生じる場合があり得る。また、主文に概括的記載がある場合には、その効力がどの範囲に及び、どの範囲までの関連事項の戸籍訂正を行うことができるかが明らかにならない場合があり得る。
- ⑤ 職権訂正手続において、24条1項通知を受けた届出人又は届出事件の本人に対して弁明の機会が付与されていない。
- ⑥ 戸籍訂正関係規定の相互関係(特に訂正許可審判手続と確定判決による訂正手続の関係)が不明確である。

(2) 最高裁平成26年4月14日決定について

最高裁第一小法廷平成26年4月14日決定(民集68巻4号279頁・以下「平成26年決定」という。参考資料12)は、「審判による親権者の変更は、その届出によって形成的に親権者変更の効力が生ずるのではなく、審判の確定によって形成的に親権者変更の効力が生ずるのであるから、たとえ当該審判が誤った法令の解釈に基づくものであったとしても、当該審判が無効であるためその判断内容に係る効力が生じない場合を除いては、確定審判の形成力によって、親権者変更の効力が生じ、当該審判によって親権者とさ

れた者は子の親権者として親権を行使することができることになる。」、「戸籍事務管掌者は、戸籍の届出について法令違反の有無を審査する権限を有するが、法令上裁判所が判断すべきものとされている事項についての確定審判に基づく戸籍の届出の場合には、その審判に関する審査の範囲は、当該審判の無効をもたらす重大な法令違反の有無に限られるものと解される。そうすると、戸籍事務管掌者は、親権者変更の確定審判に基づく戸籍の届出について、当該審判が無効であるためその判断内容に係る効力が生じない場合を除き、当該審判の法令違反を理由に上記届出を不受理とする処分をすることができない。」と判示し、民法第819条第6項の解釈適用について法令違反のある親権者変更の審判に基づく親権者変更の届出について、不受理とすることはできない旨判示した。

この平成26年決定は、法令上裁判所が判断すべきものとされている事項についての確定審判に基づく戸籍の届出の場合についての判断ではあるものの、同様の枠組みについては、戸籍訂正制度にも当てはまるものとも考えられる。

そうすると、前記(1)④の問題点に加え、法令違反と考えられる審判(注5)であっても、当該審判の無効をもたらす重大な法令違反でない限り、審判書のとおり戸籍を訂正せざるを得ないこととなる。

(注5) 例えば、戸籍法第114条(あるいは戸籍法第116条)による必要があると考えられるところ、戸籍法第113条の戸籍訂正許可がされている例や、入籍できない戸籍への入籍を許可する主文での戸籍訂正許可がされている例が実務上見られるところである。

(3) 戸籍訂正制度の在り方について

戸籍訂正制度の在り方について、以下のような考え方について、どのように考えるか。

ア 人訴対象事項(注6)について

甲案 人訴対象事項について、戸籍訂正手続を維持するが、一定の範囲については、法務局において戸籍訂正手続を行うものとする。

例えば、戸籍訂正手続のうち、次の場合のいずれか又は全部に限り、法務局において行うものとする。家庭裁判所ではその不服申立てに係る手続〔、次の場合以外の戸籍訂正手続〕及び人事訴訟手続を担当するものとする(研究会資料6の甲-2案参照)。

① 訂正事項が戸籍の記載及び届書その他の書類から認定できる場合

② 届出人が真実でないことを知ってした届出の場合

乙案 基本的には従前のおりとし、人訴対象事項については戸籍訂正手続を維持する。ただし、この場合において、例えば、家庭裁判所が、法務局（あるいは市区町村長）の意見を〔聴かなければならない〕〔聴くことができる〕との規定を設けることとする。

イ 人訴対象事項以外の事項について

甲案 前記ア（人訴対象事項）と同様に考える。

乙案 人訴対象事項以外の事項については、法務局において行う戸籍訂正手続によるものとする。

（注6）

○ 人事訴訟法（平成15年法律第109号）

（定義）

第2条 この法律において「人事訴訟」とは、次に掲げる訴えその他の身分関係の形成又は存否の確認を目的とする訴え（以下「人事に関する訴え」という。）に係る訴訟をいう。

一 婚姻の無効及び取消しの訴え、離婚の訴え、協議上の離婚の無効及び取消しの訴え並びに婚姻関係の存否の確認の訴え

二 嫡出否認の訴え、認知の訴え、認知の無効及び取消しの訴え、民法（明治29年法律第89号）第773条の規定により父を定めることを目的とする訴え並びに実親子関係の存否の確認の訴え

三 養子縁組の無効及び取消しの訴え、離縁の訴え、協議上の離縁の無効及び取消しの訴え並びに養親子関係の存否の確認の訴え

ウ 法第116条第2項の規定について

法第116条第2項の規定は削除するものとする。

（補足説明）

ア 人訴対象事項について

甲案については、一読での議論を踏まえ、人訴対象事項について、一部法務局での戸籍訂正手続とすることとし、その他の事項については、原則人事訴訟において審理することを提案するものである。

研究会資料6の甲-2案を原則として維持しているが、②については、〔刑事訴訟法第498条第2項又は第498条の2第2項に基づく通知により市区町村長が知った真実ではない届出の場合〕は掲げていない。刑訴法第498条第2項又は第498条の2第2項に基づく通知があった場合は、法務局長において容易にその戸籍記載が真実ではないと知ることが可能である場合として記載していたが、その他、同様に戸籍記載が真実ではないと知ることが可能

である場合（真実ではない蓋然性が高い場合。例えば、3200号通知のような場合）も記載すべきではないかとの意見もあったところであり、なお要件の検討が必要であると考えられ、現時点では、研究会資料6甲-2案の②の刑訴法第498条第2項又は第498条の2第2項に基づく通知があった場合のみ特出しすることはしないこととした。また、③その他法務局長が適当と認めるもの、についても要件が不明確であり、法務局における手続と裁判所における手続との区別が不明確となるとの指摘があったことから、記載していない。

また、甲案のように、法務局で戸籍訂正を行うこととした場合、不服申立てに関する問題として、（1）戸籍訂正を認めた場合、あるいは却下した場合にその結果を通知する相手方（訂正される当事者のみとするか、戸籍訂正により影響を受ける利害関係人まで認めるか否か）、（2）不服申立てができる者について訂正を申し立てた者に限定するか戸籍訂正により影響を受ける利害関係人まで認めるか否かが挙げられる。

他方、乙案については、要件の切り分けが難しい場合、現在の戸籍訂正制度を維持するものの、戸籍訂正制度の問題点を解決する観点から、戸籍訂正制度の判断の過程において、法務局の何らかの関与を認めようとするものである。関与の在り方としては、求意見を義務付けることのほか、家庭裁判所から市区町村あるいは法務局に意見を求めることができることを提案するものである。なお、家事事件手続法上の事実の調査として、法務局に戸籍に関する照会がされた事例もあり（注7、注8）、仮に求意見ができるとする規定を設ける場合、家事事件手続法上の事実の調査の規定との整理が必要と考えられる。

（注7）旧家事審判規則第7条（現在の家事事件手続法第58条）に基づき、家庭裁判所調査官から区長に対し、以下のような内容の照会がされた事例がある。

【照会事項】

- 1 申立人らからAの出生届が区役所に提出された経緯
- 2 当該出生届が提出された後、Aの戸籍が職権で記載されるまでの区役所における対応（経過）について
- 3 戸籍の職権記載に当たって、参考にした先例、資料等
- 4 本件に対する意見
- 5 その他参考となる事項

（注8）

- 家事事件手続法（平成23年法律第52号）
（家庭裁判所調査官による事実の調査）

第58条 家庭裁判所は、家庭裁判所調査官に事実の調査をさせることができる。

- 2 急迫の事情があるときは、裁判長が、家庭裁判所調査官に事実の調査をさせることができる。
- 3 家庭裁判所調査官は、事実の調査の結果を書面又は口頭で家庭裁判所に報告するものとする。
- 4 家庭裁判所調査官は、前項の規定による報告に意見を付することができる。

イ 人訴対象事項以外について

甲案については、アと同様に考えるものである。したがって、アで甲案をとる場合には、人訴対象事項であっても一定の範囲について法務局における戸籍訂正手続によるところ、人訴対象事項以外であれば、手続保障の面からも戸籍訂正の場面において家庭裁判所の関与が必要とは考えられないことから、法務局において戸籍訂正手続を行うこととなる。他方、アで乙案をとる場合には、現状と基本的には同様の扱いとなることから、現在の戸籍訂正制度によって戸籍訂正手続を行うこととなる。

乙案については、人訴対象事項以外については、必ずしも高度な手続保障を与えることを要さず、常に家庭に関する専門的な知見を背景とした事実調査能力を要するとも限らないから、アの甲案、乙案にかかわらず、法務局における戸籍訂正手続によるものとすることを提案するものである。

ウ 法第116条第2項の規定について

法第116条第2項の規定については、適用する場面がないと考えられる（研究会資料5・注21参照）ことから削除することを提案するものであるところ、一読では特に異論はなかったと思われる。